

平成24年度第1回  
堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会会議録

開催日時	平成24年12月5日(水) 午後2時～午後4時
開催場所	堺市役所本館6階 健康部会議室
出席委員	岡原 猛                      清水 涼子                      杉本 壽 高見沢 恵美子 (敬称略)
欠席委員	槇野 勝美 (敬称略)
堺市出席者	早川健康福祉局長 坂口健康部長 戸奈健康医療推進課長 西尾健康医療推進課参事 登山健康医療推進課参事役 神谷健康医療推進課主幹 川崎健康医療推進課職員 安藤健康医療推進課主幹
堺市立病院機構出席者	北村理事長 金万院長 出未法人本部長 寺口経営企画室長 奥野運営グループマネージャー 林運営グループ主査 渡部運営グループ職員 富吉経営グループマネージャー 中丸経営グループ主幹
案 件	(報告) 1. 堺市立病院機構の概要と平成24年度計画について (審議) 1. 業務実績評価の基本方針(案)について 2. 年度評価実施要領(案)について 3. 財務諸表の確認方針(案)について 4. その他

## 1. 開会

## 2. 地方独立行政法人堺市立病院機構の概要と平成 24 年度計画について

### ■ 堺市立病院機構説明

- ・地方独立行政法人堺市立病院機構の概要について、報告資料 1 を読上げて説明
- ・平成 24 年度計画について、報告資料 2 のうち概要版を読上げて説明

(質疑なし)

## 3. 地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針（案）について

### ■ 事務局説明

- ・地方独立行政法人評価委員会の所掌事務について、資料 1 を用い、法人の業務実績の評価と市長からの意見聴取に対する意見であると説明
  - ・評価方法の基本的な考え方（案）について、資料 2 を用い、年度評価の場合は評価の流れと評価基準、中期目標期間評価の場合は評価の流れを説明
  - ・地方独立行政法人堺市立病院機構の平成 24 年度 年度計画で評価を行う小項目について、資料 3 を用い、評価対象小項目は項目一覧より 40 項目と説明
  - ・地方独立行政法人堺市立病院機構業務実績評価の基本方針（案）について、資料 4 を用い、基本方針の 5 項目の内容と先行他市と変らず資料 2 で説明した評価方法、及び評価の進め方と評価結果の活用について説明
- また、参考資料 1 は、先行他市との基本方針比較であり、随時の参照を依頼

### ○ 岡原委員

先行他市と全く同じということでは少しまずいと思います。堺市独自の課題や目標、目的があります。また、先行市が策定した時と様々な背景が異なっているはずで、マネだけをするのではなく、堺市オリジナルの部分を強調していただきたいと思います。

これも、基本的な問題ですが、市立堺病院が独立行政法人になっても市立病院としての責務や考え方は同じであり、この考えに三次救急がプラスされるということです。この流れの中で評価した方がよいと思います。

もう一点。小項目、大項目を評価していくということですが、PDCAはどのように実施するのでしょうか。一般企業では、6カ月や1年で目標を見直し設定し直す場合が多いですが、3年間同じ目標でPDCAサイクル実施するのはいかがかと思いません。

### ● 事務局（西尾健康医療推進課参事）

委員の意見を踏まえた形で検討をしてまいります。

委員ご意見の市立病院としての公的な役割や高度医療については、具体的な評価項目、評価の仕方に関係する事項であり、次に審議していただく実施要領で具体的に考え方を活かしていきます。

また、年度計画に記載されている項目に添って評価を行います。計画の内容は、毎

年、法人でその取り組みを考え作成するものであります。

○ 岡原委員

市立堺病院は独立行政法人となっても市立堺病院である。

評価項目についても独立行政法人の観点からの項目と堺市独自の項目があってもよいのでは。

● 事務局（戸奈健康医療推進課長）

法人の設立団体の長は堺市長であり、市立堺病院は独法化したとしても、市立堺病院としてのあり方は変わらない。そのあたりを、充分留意しつつ評価していきたい。

◎ 杉本委員長

では、小項目40項目を法人がまず自己評価し、その上で評価委員会において評価し、小項目が入っている大項目を評価し、最後に全体評価を行うという基本的な方法については、皆さん、よろしいでしょうか。

○ 高見沢委員

基本方針の（3）に「中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取り組みについては、積極的に評価する。」とありますが、資料3の項目一覧以外の取り組みについても評価するということですか。

● 事務局（西尾健康医療推進課参事）

小項目の一覧に挙がってなくても評価を行っていくということです。

◎ 杉本委員長

小項目に挙がってなくても、法人の取り組みにより評価できる実績については積極的に評価していくということによろしいでしょうか。

（異議なし）

#### 4. 地方独立行政法人堺市立病院機構 年度評価実施要領（案）について

■ 事務局説明

- ・地方独立行政法人堺市立病院機構年度評価実施要領（案）について、資料5を用い、評価の具体的方法は、重点ウエイト小項目を設定し項目の重要度に応じウエイトを付加しつつ資料2で説明した年度計画の方法で評価を実施すると説明  
また、参考資料2は、先行他市との実施要領比較であり、随時の参照を依頼  
なお、重点ウエイト小項目とする項目については、次回での審議とすることを依頼
- ・評価結果報告書（様式）（案）について、資料6を用い、全体評価の結果等、大項目評価の結果等、小項目評価の法人自己評価と委員会評価等から構成されると説明  
なお、評価結果報告書（案）については、次回での審議とすることを依頼

●事務局（西尾健康医療推進課参事）

本日、欠席の槇野委員より、重点ウエイト小項目について頂いた意見を紹介させていただきます。

「客観的な評価を行うには、小項目の評価割合を重視することになる。ウエイトを掛けて評価するのであれば、文言等で指定するのではなく、先行市が行っている様に定量的に、同一項目を複数回カウントするウエイトの掛け方を検討してはどうか。

また、そうする方が法人にとっても取り組みがいがあり、モチベーションが上がるのではないか。」

以上です。

○ 清水委員

まず、小項目とは、資料3で網掛けになっている項目ということでよろしいでしょうか。また、大項目は、小項目の上の「1 市立病院として担うべき医療」や「2 高度専門医療の提供」といった項目でしょうか。

●事務局（西尾健康医療推進課参事）

小項目につきましては、そのとおりでございます。

大項目につきましては、「第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」といった、一番大きな項目でございます。

○ 清水委員

そうすると、小項目の評価をもって、「第1・・・」といった大項目を評価するということですね。「1 市立病院として担うべき医療」といった中項目での評価は行わないのでしょうか。先行している他の地方独立行政法人の評価方法を踏襲しているのですが、小項目評価からいきなり、大項目の4つに絞っての評価は難しいのではないのでしょうか。また、少なくとも国の独法の場合は、もう少し中間での評価を行っており、この方法で実務的に評価ができるのかとも感じます。

◎ 杉本委員長

確認しますが、40項目の小項目というのは、例えば「1 市立病院として担うべき医療」の中にある4つの項目などであり、これらを足すと40項目あるということではないのでしょうか。その上の1、2などは、番号を振っているだけで、大項目や小項目ではないということではないのでしょうか。

●事務局（西尾健康医療推進課参事）

そのとおりです。(1)、(2)などをそれぞれ数えますと40項目になり、これらが小項目です。また、その上の1や2は、関連性の強いものをまとめグループ化しているということです。あくまで、大項目は、その上の「第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」などあります。

○ 清水委員

資料5の重点ウエイト小項目についての説明がありましたが、この位置付けがよく分かりません。中期目標でしょうか。中期計画でしょうか。それとも年度計画でしょうか。

当委員会で重点ウエイト小項目について議論したことがなかったと思います。年度計画は法人で作成するのですが、急にこの項目がでてきたことに違和感を覚えます。項目としては妥当であると思うのですが、また先行市でもこの様な方法を取っているのだと思うのですが、我々、評価委員会が行う評価もこれらに縛られるのでしょうか。

◎ 杉本委員長

この3項目については、40項目プラスというのではなく、法人の設立団体の長である堺市長から、特にこの3項目について特に重視し、ウエイトをかけ重点的に考慮し評価してほしいというご意見があったと聞いています。また、この方法は堺市オリジナルと聞いています。この委員会で項目を追加したり、修正したりすることが可能なか教えていただけないでしょうか。

● 事務局（戸奈健康医療推進課長）

この部分につきましては、市長からの提案で、この委員会でご審議いただき、これを是とするのであれば項目として入れていただき、委員会として適当でない項目があれば、項目から外していただくというご審議をたまわりたい。ただ、「従前の経営形態から独法に変えた意味としては、経営という部分も大きいのではないか。」という思いを法人設立団体の長として持っており、その辺りをよくお伝えしたうえでご議論をたまわりたいという主旨であります。

◎ 杉本委員長

これは、事務局案ということですね。市長としては、「特に救急医療と四疾病と経営の部分について、十分に重点的に考えて評価してほしい。」というお気持ちということですね。この委員会で項目の追加や修正すべき項目があれば、是非ともご意見をいただきたいと思います。

○ 岡原委員

重点ウエイト項目に記載されているがんについての理解ですが、5大がんに限るのでしょうか。それとも、がん全体のことでしょうか。評価するにあたっては、国から通知がある5大がんについてか、高度医療としてのがん診療か、どちらを評価するのでしょうか。市長は全体的ながん診療の評価を意図していると思います。

● 事務局（戸奈健康医療推進課長）

今年6月に厚生労働省がまとめたがん医療の推進計画の中でも、例えば、小児がんなどは都道府県レベルで集約し実施することになっており、堺病院としてその部分への関わりは少ないと思います。堺病院が全てのがん診療を実施しているわけではござ

いません。実施しているがん診療の中でどの様な取り組みとして、年度計画をどのように前に進めているのかという部分になります。

○ 岡原委員

その時の答えは、5大がんに限らないということですね。

●事務局（西尾健康医療推進課参事）

評価しようとしているのは、あくまで年度計画に対しての実績であります。年度計画はお手元に報告2として添付しております。その2ページ目に挙がっております高度専門医療としてのがん診療を対象としております。

◎ 杉本委員長

ということは、5大がんに限らない、がん全体ということでもいいですね。

○ 岡原委員

ウエイトをかけて評価する項目もひとつの項目と考え、プラスしても構わないと思っています。市長の重点分の項目をもう1つ追加し、ダブルポイントにして評価してはどうかと思います。そのようにして項目を増やさないと評価にウエイトがかからないと思います。つまり、40項目プラスアルファで評価した方がよいのではと思っています。

○ 清水委員

それに関係しまして、独法化に向けてこれが重要なため特に重点的に評価するというのであれば、中期計画や中期目標の段階で書くべきだと思います。これを年度計画の評価のところで決めるのは、毎年度、重点項目が変わるということになり、ふさわしくないと思います。また、先程のウエイト付けについても、榎野委員からもご指摘があったということですが、倍にするのがよいのか、何倍にするのが非常に重要な影響を持てきます。この重要ウエイト小項目について位置付けと評価方法等をもう少しははっきりさせていただきたいのでご検討をお願いします。

○ 岡原委員

堺市域版の保健医療計画では、COPD（慢性閉塞性肺疾患）や認知症など他市にない取り組み項目があり、評価のときには、その項目の実績も少し考慮した方がよいと思います。それとがんです。来年1月から始まるがん対策推進条例もありますように、これらの視点を評価に加えるのがよいと思います。

◎ 杉本委員長

基本的には、中期計画の達成に向けた年度計画を評価するということになっているのですが、計画に記載がなくとも、地方独立行政法人堺市立病院機構として取り組んだことに対しては特筆すべき事項として評価していくことになります。

他にどうでしょうか。

○ 清水委員

細かいことですが、資料5の2ページ目、S A B C Dの評価区分のところですが、評価Aは「全ての小項目が3～5」となっているのですが、評価Sでは、いきなり「評価委員会が特に認める場合」となっており、「全ての・・・」という文言がありません。参考にされた他市もその様になっているのですが、私は、「全て3～5を満たした上で評価委員会が特に認めた場合」とした方がよいと思います。その理由は、心情的に評価を行うことがよくあります。特に内部評価の場合、環境が悪い中で、こんなに頑張ったのだからという理由で評価Sを付ける場合が見受けられます。外部ですのでこのようなことはないと思うのですが、せっかく小項目のパーセンテージを示しての評価ですから、評価Sについては書いてあることは全て出来て、書いていないことについてもよくやったということを加味し、特に必要と認められる場合とした方がよいと思います。逆に評価Dの場合は、仮に達成度が高くても、非常に評価が悪い項目があった場合、D評価を付けることも考えられますので、このままでよいと思います。

それともう一点、年度計画の大項目評価の書き出しですが、いきなり「中期計画の実現に向けて」となっています。この主旨は、年度計画は中期計画の達成するために作成されており、「年度計画を達成し、」という文言が冒頭に入っているという理解でよろしいでしょうか。小項目の評価方法との記述とも少し違いますので、文書を加筆していただけたらと思います。

●事務局（西尾健康医療推進課参事）

事務局としても、委員ご指摘の主旨と同じであります。分かりやすい文書表現を検討し、修正させていただきます。

◎ 杉本委員長

みなさんからのご意見等を踏まえ、次回、考えていきたいと思います。特に、重点ウエイト小項目についての取り扱いをどうするかが課題となっております。これを入れるとすれば、どの様な形で評価するのかを議論していくこととなります。この議論は次回ということによろしいでしょうか。

他に何かありますか。

○ 岡原委員

P D C Aへの取り組みは、どうしますか。P D C Aは計画の見直しを定期的に行うのですが、計画の見直しを3年間しないというのは、どうかと思います。感覚的には1年ぐらいの単位で行うものであり、3年も目標を修正しないというのであれば、効果がないと思います。

●事務局（西尾健康医療推進課参事）

独法化の理由の一つとして、環境変化に対して機敏に対応し、中期計画等についても経営状況等を踏まえた中で日々に対応していく。意思決定も早くしていくということです。中期計画を一度決めたのでこれを修正しないというのではなく、状況に応じ

て的確に判断し、PDCAサイクルを回していくということになります。

○ 清水委員

目標や計画を変更するためには、評価委員会での審議や議会の議決等必要な手続きが必要になります。

○ 岡原委員

年度計画の小項目のタイトルは変更するのでしょうか。

●事務局（西尾健康医療推進課参事）

年度計画の小項目は、中期目標、中期計画の項目と同一で、3年間同じです。しかし、年度計画の本文は当然、年度ごとの目標や環境の変化に合わせて変わってきます。

○ 岡原委員

評価委員会で評価、意見がでた場合、それに対応する取り組みは年度計画で反映するということですか。

●事務局（西尾健康医療推進課参事）

そうで、ございます。

◎ 杉本委員長

ほかにありませんか。では、本日の意見を踏まえ、次回に修正案をお願いします。

5. 財務諸表の確認方針（案）について

■ 事務局説明

- ・地方独立行政法人堺市立病院機構財務諸表の確認方針（案）について、資料7を用い、地方独立行政法人法の規定よりこの評価委員会が堺市長に対し、財務諸表についての意見陳述を行う際の方針で、提出期間や提出書類などが法令遵守等を確認し意見陳述することを説明

◎ 杉本委員長

本日の終了予定時刻が4時ということですので、今日は、事務局から説明を聴くだけにしておきまして、次回に皆さまの、意見や質問をいただきたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○ 清水委員

文言だけの話なのですが、修正案の原稿を置いときますので、ご参照いただければと思います。

◎ 杉本委員長

ありがとうございます。事務局はそういうことですので、検討をよろしくお願いし



ます。

まだまだご意見があるかと思いますが、次回の会議でもご意見を頂きたいと思えます。事務局では、本日、いただいたご意見を踏まえて、改めて、基本方針等を修正し、見直しをして、次回の評価委員会に修正案を提出していただきたいと思えます。審議スケジュールでは、今年度は2回で審議を終了するという事になっていますので、次回が最後の会議になる予定です。最終のご審議をいただき、基本方針等を承認する予定となっていますので、よろしくお願いいたします。

他に、ご意見がなければ、本日の評価委員会を終了させていただきたいと思えます。

## 6. 閉会

### ●事務局（西尾健康医療推進課参事）

委員長ありがとうございます。

次回、平成24年度 第2回の日程でございますが、事前をお願いしております。年明けの平成25年1月23日の水曜日、午後2時からということで調整させていただいております。今日と同じ、この場所で開催しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長からもお話がありましたように、今回は、今年度、最終のご意見をいただく事になっております。本日、頂きましたご意見は、会議録として事務局の方でとりまとめた上で、次回の会議までに各委員に送付いたします。内容のご確認をお願いします。

本日は、長時間にわたり各委員様におかれましては審議いただき、ありがとうございます。以上をもちまして、平成24年度 第1回 地方独立行政法人 堺市立病院機構 評価委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。